

令和6年度
伊丹の教育

<基本方針と主要事業>

令和6年（2024年）2月
伊丹市教育委員会

目次

I	教育関連計画.....	1
1	各計画等の位置付けについて	1
2	対象範囲	2
3	関連計画の対象年次	2
4	計画の推進.....	2
II	教育基本方針.....	3
III	施策体系（教育委員会所管の全事務事業一覧）	23
IV	令和6年度の取組・成果指標・主要事業.....	25
体系1	幼児教育・学校教育.....	25
主要施策1	幼児教育・保育	25
主要施策2	学校教育	27
主要施策3	教育環境の整備・充実.....	35
体系2	子育て・子育て	37
主要施策1	家庭・地域の教育力	37
主要施策2	青少年の健全育成.....	40
体系3	生涯学習	42
主要施策1	生涯学習・スポーツ	42
体系4	人権教育	45
主要施策1	人権教育	45

I 教育関連計画

1 各計画等の位置付けについて

(1) 伊丹市教育大綱（令和 3～6 年度）

平成 27 年 4 月より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、首長と教育委員会の協議の場としての「総合教育会議」の設置や、教育の目標や施策の根本的な方針である「教育大綱」の策定が首長に義務付けられました。

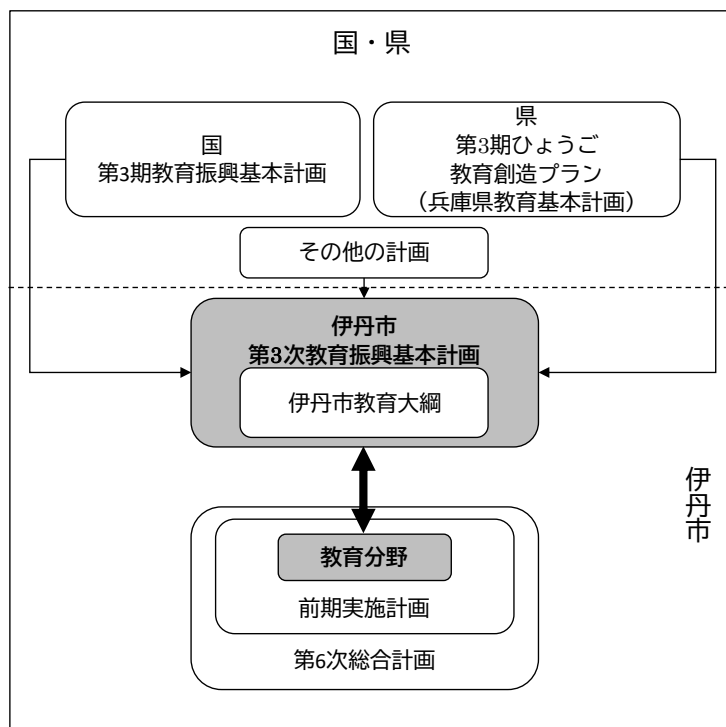
本市では、「総合教育会議」において、市長と教育委員会で協議・調整を経て、平成 27 年 6 月に「伊丹市教育大綱」が策定され、令和 3 年 3 月で計画期間が満了しました。ついては、令和 2 年 12 月の「総合教育会議」において令和 3 年度より「伊丹市第 3 次教育振興基本計画」の第 3 章「伊丹市の教育がめざす姿」が本市の教育における施策の根本の方針となることから、本章を新たに「伊丹市教育大綱」として位置づけることとしました。

(2) 伊丹市第 3 次教育振興基本計画（令和 3～6 年度）

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、そのうち、第 3 章「伊丹市の教育がめざす姿」は、上記（1）のとおりに「伊丹市教育大綱」としても位置づけています。

また、本計画は、第 6 次伊丹市総合計画に掲げる教育に関する部門の計画としても位置づけ、同計画を補完するもので、「第 6 次伊丹市総合計画 前期実施計画」の教育に関する部分を、その事務事業部分として充てるものです。

<関連計画のイメージ図>



(3) 伊丹の教育＜基本方針と主要事業＞（本冊子）

第 6 次伊丹市総合計画の前期実施計画のうち、教育委員会所管部分を教育の事業実施計画としています。そのうち主要な事業について、教育基本方針と併せて、分かりやすく示すために本冊子を作成しています。

取組内容が年度ごとの前期実施計画と整合するように作成しています。（実施計画は、市総合政策部政策室ホームページの『第 6 次総合計画』のページに掲載。）

(4) 伊丹の教育＜実施報告と点検評価＞

毎年、各事業の実施状況や指標の進捗状況等について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に定められている、点検及び評価を実施するために作成しているものです。

2 対象範囲

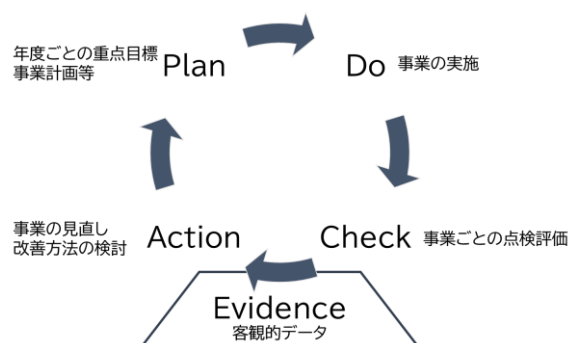
本市教育委員会が所管する幼児教育・保育、学校教育、家庭教育、青少年教育、生涯学習、人権教育などに関する施策や事業とします。

3 関連計画の対象年次

年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
国	教育振興基本計画									
	第3期 (H30-R4)									
県	ひょうご教育創造プラン									
	第3期 (H31-R5)									
市	伊丹市総合計画									
	第5次			第6次 (R3-R10)						
	伊丹市教育大綱									
	第1次			第2次 (R3-R6)			教育の部分を教育振興基本計画に位置づける			
	伊丹市総合計画実施計画									
	第5次			第6次・前期 (R3-R6)			第6次・後期 (R7-R10)			
	伊丹市教育振興基本計画									
	第2次			第3次 (R3-R6)						

4 計画の推進

実施計画の推進にあたっては、客観的データ (E) を基に、「P (計画) → D (実行) → C (評価) → A (改善) のサイクル」を確立することによって、断続的な改善を図る。



Ⅱ 教育基本方針

令和6年1月1日、能登半島地震が発生し、多くの建物が倒壊し、火災に見舞われました。海岸沿いでは津波に家が流され、道路に亀裂が入るなど甚大な被害が出ました。そして、多くの人の命が奪われ、長期にわたり避難生活を余儀なくされている人もいます。改めて、亡くなられた方にお悔やみを申し上げるとともに、避難生活を送られている方々に心からお見舞い申し上げます。折しも、今年は、阪神淡路大震災から30年目を迎えますが、日ごろから自然災害に関心と正しい知識を持ち、物と心の備えの大切さと、発生時の対応を身につけておくことの必要性を痛感しております。

それでは、市長の市政運営の基本方針及び令和6年度予算案の諸事業に関する所信に基づき私から令和6年度の伊丹市教育基本方針について、重点施策を中心にその考えを申し述べます。

はじめに

現在は、異常気象やAIの急速な進展などに象徴されますように、先行き不透明な予測困難な時代です。これからの時代を生きる子どもたちは、このような「人類の存続」にかかわる難問や、社会の急激な変化などに柔軟に対応していかななくてはなりません。

そのような資質を有する人材の育成をめざし、文部科学省において策定されたのが、令和5年度から令和9年度を計画期間とする『第4期教育振興基本計画』です。そこには、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられています。

そのような中、令和5年度は、幼児教育における公私の質の向上や学校教育における学力・体力の向上、ICTの積極的な活用など、さまざまな成果が得られましたが課題も明らかになってまいりました。

令和6年度は、明らかとなった課題の改善を図るとともに、社会の変化に対応できる子どもの育成をめざし、重点施策として次の3点に取り組んでまいります。

1つめは、「主体性、問いを立てる力、コミュニケーション能力」の育成です。AIがさらに私たちの身の回りに広がる社会においては、既存の問いに正解を出すことより、新たな問いを立てることが大事だと言われています。AIが普及すればするほど、AIが簡単に答えられる正解の価値は下がります。AIが簡単に答えられない「問い」こそが、社会を動かし新たな価値を生むのです。しかし、乳幼児期

の教育においても、小中学校、高等学校の教育においても、主体的に学べない、問いを立てる力が弱い、対話的な学びが深まらないといった課題が明らかになっています。

このようなことを踏まえ、学校園においては、一斉指導による正解主義から脱却し、教師が裏に正解を持ちながら子どもたちがそれを言い当てていくような指導ではなく、自分にとって必要な学びを自分の力で進めていくことのできる資質を育むために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進してまいります。また、家庭においては、タブレット端末やデジタル教材を有効に活用するなど「計画的に学習に取り組む習慣づくり」に取り組んでまいります。

2つめは、「教育 DX の推進」です。生成 AI が社会を変えようとしています。今後5年から20年以内にAIが人間の能力を超える確率は約50%と言われています。また、これまで難しいと言われた「感情を持つ可能性」についても、共感力を養う訓練をすれば、AIも共感を示すことができるようになると言われていています。このように、AI の進化はめざましいものがあり、昨日の常識は今日の非常識になる時代です。このような時代に対応していくためには、ICTを有効に活用できる力が不可欠です。

子どもたちは現在、令和2年度に整備されたタブレット端末を学習のためのツールとして文房具のように日常的に活用しています。また、授業支援システムやデジタル教材、デジタル教科書、MEXCBTなど多様なコンテンツを活用しています。これらは「個別最適な学び」や「協働的な学び」を充実させるために欠かせないものですが、ログインの煩雑さ等の課題が明らかとなっています。もう1つ大きな課題が、「教員の働き方改革」です。

このようなことを踏まえ、令和6年度は、令和5年度に策定した『伊丹市教育 DX 推進指針』に則り、幼児教育においては、登降園管理や午睡チェック、保護者連絡などを一元化した「次期保育システム」の運用を図ってまいります。学校教育においては、シングルサインオンを可能とする「学習 e ポータル」の整備や、すべての子どもにとって読書が身近なものとなる電子書籍の導入を図ってまいります。

3つめは、「子どもの最善の利益」を視野に入れた教育の推進です。近年、社会の変化などにより、全国的に子どもの虐待やうつ症状、不登校、自殺、SNS によるトラブルなどが増えています。国の宝である子どもたちが、将来にわたって豊かで幸せな人生を送る

ためには、子どもを一人の人格を持った人間として尊重し、伸び伸びと自己実現を図ることができる「居場所」を確保することと、子どもに関する施策に子どもの意見を反映していく必要があります。

子どもの居場所としては、学校や家庭、図書館や公園などの施設が考えられますが、学校においては、授業や学校行事などの教育活動中は言うまでもなく、放課後や長期休業中においても、「子どもの居場所」づくりに取り組んでまいります。家庭においては、教育委員会が発行している『みんなで学ぼう！子どもの権利条約』を活用するなど、子どもが有する権利などの周知を図ってまいります。

また、子どもの意見反映については、「こども基本法」に則り、子どもの自発的かつ主体的な成長を促す視点に立ち、学校行事や不登校・いじめへの対応、校則の見直し等に活かしてまいります。

さまざまな教育施策の推進にあたっては、前年踏襲でなく、社会の変化や子どもの変化を視野に、常に「物事の本質」に立ち返り実施してまいります。また、全ての教育活動において、「良くて悪くても現状から目をそらさないこと」「乳幼児期から高等学校までの縦の連携と、学校・家庭・地域などの横の連携を大切にすること」「教育情報を積極的に発信すること」を基本方針に本市の教育を

推進してまいります。

ここまで、重点施策について申し上げましたが、引き続き、「第3次伊丹市教育振興基本計画」の体系に沿って、各分野における主な取組をご説明申し上げます。

体系1 幼児教育・学校教育

初めに「体系1 幼児教育・学校教育」の「主要施策1 幼児教育・保育」であります。

幼児教育・保育の質の向上については、一人ひとりの子どもが、この先の予測困難な社会を生き抜くための学びの基盤をつくるために、今、改めて幼児教育の役割は何なのかを問い直しながら、個々の子どもの興味・関心や、「やりたい」という気持ちを土台にした子ども主体の教育・保育を推進してまいります。

子どもは生まれながらにして、自ら環境に関わる力を備えており、子どもが何を考え、何を感じ、何を求めているのか、保育者は言葉にならない気持ちに真摯に向き合いながら、子どもの育ちを細やかに読みとっていく力が必要です。子どものありのままの姿を大切にした保育を創造できる保育者を育成するために、アドバイザーの

訪問や、幼児教育センターにおいて実践交流を中心にした研修や連続講座、キャリア別の自主勉強会、拠点園での保育公開等を実施してまいります。

また、公私立の幼児教育・保育施設においては、子どもが安全に過ごすことができ、保護者と子どもの学びを共有できるよう、引き続き保育システムや、ICT関連機器の導入や検討など、教育DXを着実に進めてまいります。

待機児童の解消については、保護者の就労率の上昇等に伴う保育需要の増加に対応し、保育所待機児童の解消を図るため、新たな民間保育所の誘致に加え、保育士の新規採用や定着支援等の充実により、保育人材の確保に努めてまいります。

幼児教育と義務教育の「架け橋期の教育」については、これまでも、発達と学びの連続性の重要性を確保するために、保育者と小学校教員が実践交流を通して「育みたいこども像」を共有するなど相互理解を深めてきましたが、より確実なものにするために、各学校園のカリキュラムに位置づけてまいります。

続いて、「主要施策2 学校教育」であります。

「確かな学力」の育成については、社会のあり方や学校課題が多様化・複雑化している中、学校・家庭・地域が協力し、子どもたちの幸せのために、三者がそれぞれの役割を果たすことが不可欠です。

さらなる学力の向上を目指し教科の楽しさが伝わる体験や、実感を伴う授業の充実、子どもが学びの主体となる「主体的・対話的で深い学び」を実践してまいります。誰一人取り残さないために、ICT の活用による習熟に応じた学習や、個別最適な学びの充実を図ってまいります。また、小学校高学年における教科担任制の一層の充実を図ってまいります。

新しい時代に対応した教育の推進については、学習の基盤となる情報活用能力の育成と ICT の活用による主体的・対話的で深い学びの実現のために、教員の ICT 活用力の向上に取り組んでまいります。また、ICT を活用した効果的な学びの支援や、安全・安心な ICT 環境の実現等に向け、学習コンテンツのハブ機能やシングルサインオン機能を有する「学習eポータル」の導入など、子どもや教員の声を踏まえた教育 DX を着実に進めてまいります。

「豊かな心」の育成については、『生徒指導提要』の趣旨を踏まえ、

子ども自身が本来持っている力に気づき、引き出せる教育活動の実現を図ってまいります。

いじめの対応においては、いじめと重大事態を防止するために、未然防止、早期発見、早期対応の充実に努めてまいります。また、『伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針』の改訂にあたっては、子どもたちの意見を取り入れ、より実効性のある施策を推進してまいります。

不登校児童生徒の対応においては、不登校の出現率は全国平均を下回っているものの増加傾向にあり、取り組まなければならない最重要課題の1つです。その背景には、『教育機会確保法(平成28年)』の成立を受け、文部科学省が「学校への登校を前提」としていた方針から「社会的自立を目指す」方針に転換したことや、コロナによる休校や学級閉鎖などにより、学校を休むことへの抵抗感が低下したこと等が考えられます。そのようなことを踏まえ、学校がより安全・安心な居場所となるために、魅力ある学校づくりやわかる授業の創造に取り組むとともに、小中学校に不登校対策支援員を配置し、校内教育支援センター(別室)の充実に努めてまいります。また、オンラインの活用や、民間施設との連携等を図ってまい

ります。教育支援センター「やまびこ」においては、不登校児童生徒の社会的自立を実現するために、カリキュラムの充実を図るとともに、ICTの活用や学校を含む関係機関との連携を強化してまいります。

「健やかな体」の育成については、子どもたちが体力の向上を図り、生涯にわたって健康な生活を送るために、各校の実態に応じた体育授業の改善や休み時間の活用、家庭との連携による「運動の日常化」等に取り組んでまいります。

部活動の地域移行においては、これまでの学校部活動が担ってきた教育的意義は、競技力や技術力の向上のみならず、学校生活に潤いを与え、人間性の育成や非行防止、社会人としての基礎づくりなど極めて大きいものがあります。しかし、少子化の進展と教員の労働環境の改善が喫緊の課題となっており、この課題を将来に先送りすることはできません。子どもたちが生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会を確保し、教員の業務負担を軽減するために、迅速かつ計画的に部活動の地域移行を進めてまいります。将来の目指すべき地域クラブ活動の方向性を学校・地域と共有し、丁寧な保護者説明を進めていくことで、誰

もが無理せずに維持できる地域クラブ活動を整備してまいります。

市立伊丹高等学校の魅力向上については、主体的に行動し課題解決に挑む人材や、地域社会や国際社会に貢献する人材を育成するために、兵庫県の『県立高等学校教育改革第三次実施計画』に準じて、普通科の改革に取り組み、探究活動を充実してまいります。

特別支援教育の推進については、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備してまいります。

教職員の資質向上については、不登校児童生徒や配慮を要する児童生徒の増加など「子どもの多様化」と、AIの急速な進展などの「社会の変化」に対応できる資質の育成が喫緊の課題となっています。これらの課題を踏まえ、自らの強みを伸ばす「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実践し、教師に共通して求められる資質能力に加え、新たな領域の専門性を身につけるなど、子ども一人ひとりの学びを引き出し、支援する「伴走者」としての資質を高めてまいります。併せて、異校種間の「縦の接続」を踏まえた研修の実施及び、各校における研究の活性化を図ってまいります。

続いて、「主要施策3 教育環境の整備・充実」であります。

コミュニティ・スクールの充実については、各学校の教育目標を達成するために、教職員と学校運営協議会委員が協働する意義を共に感じられるよう、より実態に即した研修会や情報交換会等を実施してまいります。また、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進に取り組んでまいります。

学校体育館への空調設備の導入については、国連のグテーレス事務総長が「地球は沸騰化時代に入った」と、最大限の表現で危機感をあらわにしました。このような昨年夏の記録的な暑さを踏まえ、一刻も早く、夏の体育館での教育活動における熱中症を予防するために、空調設備を2か年で小中学校及び高等学校、全26校に設置してまいります。

老朽化が進む学校園施設の維持保全については、大規模改造工事や空調改修工事等の整備のほか、不審者の学校侵入防止対策のさらなる強化に取り組んでまいります。そのほか、グリーン社会の実現に向け、学校園舎へ高効率な空調や LED 照明などを導入するとともに、さらなる再生可能エネルギーの利用促進を目指し、太陽光発電設備の設置に取り組んでまいります。

教職員の働き方改革については、長時間勤務による教員の疲弊や教員不足などが大きな社会問題となっており、より一層の推進が求められています。教職員が、心身の健康を保持し、情熱とやりがいを持って働くことができるよう、また、教職の魅力を高めるために、『学校における働き方改革基本方針』に基づき、部活動の地域移行や教育DXによる業務改善など、勤務時間の適正化に取り組んでまいります。

体系2 子育て・子育て

続いて「体系2 子育て・子育て」の「主要施策1 家庭・地域の教育力」であります。

子育て家庭への経済的支援については、子育てに係る経済的負担の軽減を図るために、令和6年度より教育費の負担が大きい中学生世帯については学校給食費の無償化を実施し、小学生世帯については、食材費高騰による保護者負担の補助を実施してまいります。また、引き続き保育所等における第2子の保育料の無償化などを実施してまいります。

子育て施策の充実については、すべての子どもの育ちと、すべて

の子育て家庭を支援し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、令和5年度に実施した調査及びその分析を活かし、令和7年度から令和11年度を計画期間とする『第3期伊丹市子ども・子育て支援事業計画』を策定してまいります。

子ども一人ひとりに応じた発達支援については、障害児通所支援事業の利用者が年々増加する中、各関係機関との「横断的な連携」や、0歳から18歳に至るまでの「縦断的な連携」を図りつつ、相談の質を向上するために、相談支援専門員を増員し、迅速かつ丁寧な相談体制を確立してまいります。また、相談者の個別のニーズに丁寧に対応しつつ、地域に潜在する課題を検証し、必要な療育体制づくりに取り組んでまいります。

続いて「主要施策2 青少年の健全育成」であります。

子どもの居場所づくりの推進については、子どもたちが安全・安心に過ごせる「居場所」を提供するために、児童館「こらくる」やスワンホール内の青少年センター等において、遊びや学びの場とともに様々な体験の機会づくりに取り組んでまいります。

児童クラブにおいては、子育て世代の女性の就業率上昇等によ

り、年々入所希望者が増加する中、子どもたちに遊びの場や生活の場を提供し、健全な育成を図るために、適切な保育環境の整備が不可欠です。昨今の利用希望者の増加に対応するために、稲野児童クラブの支援室を1室増やし、4支援室での運営が出来るように改修工事を実施してまいります。併せて、多様な保護者ニーズにも対応できるよう民間事業者が設置・運営する児童クラブの参入を進めてまいります。加えて、全ての児童クラブに設置されている経年劣化の激しい本やおもちゃの買い替えを行ってまいります。保護者の負担軽減を図るために、引き続き夏休み期間中の昼食提供事業の実施に取り組んでまいります。

子どもの見守りネットワーク整備については、青少年の非行や問題行動の未然防止と安全確保のために、補導活動等の情報を学校等関係団体と共有し社会総がかりで見守り活動に取り組んでまいります。また、悩みを相談につなげ、早期解決を図るために、学校や他の相談機関等と連携するとともに、アウトリーチ型相談支援を更に推進してまいります。

体系3 生涯学習

続いて「体系3 生涯学習」の「主要施策1 生涯学習・スポーツ」であります。

多様な学習機会の提供については、市民の学習ニーズに応え、学習成果を地域に還元するために、学習情報の発信の充実を図るとともに、デジタル・ディバイド(情報格差)解消などの地域課題に対応した事業の充実に取り組んでまいります。

図書館サービスの充実については、『第2次子ども読書活動推進計画』に基づき、子どもの読書習慣の定着や読書意欲の向上のために、学校との連携事業を推進するとともに、子どもの読書環境を充実するために、学校や家でタブレット等から利用できる電子図書館を導入してまいります。また、市民の学習と交流を促進するために、市民参画による「交流フロア運営会議」を通じた市民企画事業や、市内施設・学校・企業等と連携した多様な事業を展開してまいります。

生涯スポーツが楽しめる環境整備については、『伊丹市スポーツ推進計画』に基づき、スポーツ実施率の向上につなげるために、インスタグラムなど SNS を活用し、スポーツ情報の発信や、スポーツ

の意義に関する啓発等を積極的に行うとともに、誰もが気軽にできるニュースポーツの普及をはじめ各種事業を推進してまいります。また、伊丹スポーツセンターをはじめ、公共スポーツ施設の整備・充実については、市民スポーツの推進を図るため、スポーツに関する市民意識調査や子どもを含めたアンケート調査等の結果を踏まえ、スポーツ施設の整備方針に基づき、市民の意見や、審議会等の専門的な知見を得ながら、具体的な整備計画の策定に向け、検討を進めてまいります。

体系4 人権教育

続いて「体系4 人権教育」の「主要施策1 人権教育」であります。

人権教育・学習の推進については、人権が尊重されるまちを実現するために、『伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針』に基づき、切れ目のない人権教育の推進と主体的な学びの場の提供に努めてまいります。就学前教育においては、主体性や自己肯定感などの非認知能力を育てるために、一人ひとりの個性を尊重し、受容的で応答的な保育を実践してまいります。学校教育においては、多様性を認め合う子どもを育成するために、学校教育全体を通じ

て、発達段階に応じた人権教育を推進してまいります。地域においては、学校、家庭、職場等における人権意識の向上を図るために、市民団体との連携や人権教育指導員の派遣及び研修会等の支援を行ってまいります。

結びに

子どもたちを幸せにしたい。この「願い」が教育委員会の究極の目標です。幸福であることは最大の価値です。国連が実施している『世界幸福度調査2023』では、フィンランドが1位、日本は47位、戦争をしているロシアは70位、ウクライナは92位でした。そのような中、ある書籍で「幸福感に密接に関係するものは何ですか？」という調査結果が目に残りました。1位は「健康」、2位は「よい人間関係」、4位は「収入」、5位は「学歴」でした。これらは想定できたのですが、3位の「自己決定」は想定外でした。自己決定とは、自分のことを自分自身で決められているかどうかです。物事がうまくいかなくても、自分で決めたのなら諦めがつきます。しかし、他人に強制されて失敗したら心理的ダメージは大きいものがあります。「自分の意思に基づいて決定できる」ことが、幸せの土台なのです。

私たちの日常は、「今日はどのような料理を作ろうか」、「明日はどんな服を着ようか」など自己決定の連続です。自分らしく生き抜くためには、自己決定、すなわち、主体性と自己肯定感が不可欠です。様々な教育活動を通じて、将来、幸せな人生を送ることができるよう「自己決定」のできる児童生徒を育ててまいります。

目まぐるしく変化する時代にあって、いつの世も変わらない教育の本質を見失うことなく、教育は「国家100年の大計」であることを心に置き、「不易と流行」を踏まえ、本市の教育を推進してまいります。

Ⅲ 施策体系（教育委員会所管の全事務事業一覧）

体系	主要 施策	施策目標		基本施策
1 幼児教育・学校教育	1 幼児教育・保育	1 幼児教育・保育の充実		①幼児教育・保育の質の向上 ②待機児童の解消 ③多様なニーズに応じた教育・保育の実施 ④就学前教育と義務教育の接続
	2 学校教育	1 知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成	1-1 「確かな学力」の育成	①授業改善 ②誰一人取り残さない取組 ③学校・家庭・地域の連携
			1-2 新しい時代に対応した教育の推進	①情報活用能力の育成 ②英語教育の充実 ③デジタル化の促進
			1-3 「豊かな心」の育成	①道徳教育の推進 ②いじめ等の未然防止、早期発見、早期対応に向けての組織的な取組の推進 ③不登校の児童生徒やその保護者への支援体制の充実 ④体験活動等の実施
			1-4「健やかな体」の育成	①児童生徒の体力向上の促進 ②魅力ある部活動の推進 ③発達段階に応じた健全な食育の推進
			1-5 市立伊丹高等学校の魅力向上	①特色化・活性化の推進
		2 教育相談・支援体制の充実		①キャリア教育の推進 ②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用 ③教育相談の充実
		3 特別支援教育の推進		①伊丹特別支援学校の活性化 ②特別支援教育の充実
		4 教職員の資質向上		①研修等の充実
	3 教育環境の整備・充実	1 学校を支える組織体制の整備		①コミュニティ・スクールの充実 ②地域と学校の連携・協働体制の構築
		2 安全・安心な教育環境の充実		①学校園防犯訓練・防災教育の充実 ②子どもの安全対策の推進 ③交通安全対策の推進

			④学校園施設の整備・維持保全 ⑤学校における働き方改革の推進
体系	主要 施策	施策目標	基本施策
2 子育て・子育て	1 家庭・地域の 教育力	1 子育て家庭への経済的支援	①子育て家庭への経済的支援
		2 子育て・家庭教育の支援	①子育て施策の充実 ②家庭の教育力の向上
		3 子ども一人ひとりに応じた発達支援	①相談や療育体制の推進 ②地域への情報発信
	2 青少年の 健全育成	1 子どもの居場所づくりと自立支援	①子どもの居場所づくりの推進 ②若者の自立支援
		2 子どもの見守りネットワーク整備	①子どもの見守りネットワークの整備
3 生涯学習	1 生涯学習・スポーツ	1 多様な学習機会の提供	①市民の主体的な学習活動の支援とその成果の活用 ②学習・交流活動の推進と施設間の連携
		2 図書館サービスの充実	①学びや情報提供の充実 ②多様な交流・連携の推進
		3 生涯スポーツが楽しめる環境整備	①アクティブライフの創出 ②全国高等学校なぎなた選抜大会の運営
4 人権教育	1 人権教育	1 人権教育・学習の推進	①あらゆる年代にわたる人権教育・人権学習の推進

IV 令和6年度の取組・成果指標・主要事業

ここでは、教育振興基本計画の施策体系に沿って、教育基本方針をふまえ、新年度の取組・成果指標・主要事業を掲載しています。基本的に表記については市行政評価と整合しています。

市の全施策については、市総合政策部政策室ホームページの「行政評価」ページに記載されています。

成果指標の性質については、実績値が目標値を上回った方が良い場合は「↑」、下回った方が良い場合は「↓」、同じ値になるのが良い場合は「=」、指標の性質上、目標値の設定や前年度との比較が難しい場合は「-」で表記しています。

体系1 幼児教育・学校教育

主要施策1 幼児教育・保育

施策目標1 幼児教育・保育の充実

令和6年度の取組			
幼児期の発達と学びの連続性を確保し小学校へ滑らかに接続するため、架け橋期(5歳児から小学校1年生の2年間)の教育・保育のあり方についてセンター、拠点園を中心に小学校教員と共に研修会や相互参観を進めながら、子どもの遊びや学びのプロセスで大切にしたい経験を可視化し各施設及び小学校と共有する。 幼児教育センターにおいて、アドバイザー訪問・相談事業により、各施設における保育環境構成の工夫や園内研修のコーディネート、各種情報提供などを行うとともに、幼児教育シンポジウム及び幼児教育研修会等を実施し、保育の実践的指導力および保育者の専門性の向上を図る。 待機児童の解消を図るため、保育所入所需要の見込まれる地域に民間保育所の誘致を行うとともに、保育人材の確保に努める。 子育て支援の充実を図るため、延長保育や一時保育、病児・病後児保育など、保護者の多様なニーズに応じた教育・保育の提供を行う。			
成果指標(単位)	性質	指標の意味・算式等	目標値
保育所等待機児童数(人)	=	保育所等待機児童数(翌年度当初)	0
公私立幼稚園・認定こども園定員充足率(%)	=	公私立幼稚園及び公私立認定こども園(1号認定)の利用定員数に対する利用者数(就園者数)の割合	100
特別保育年間利用者数(人)	=	延長保育、一時保育の年間延べ利用者数	7,282
研修への参加者数	↑	幼児教育推進課及び幼児教育センターで実施する研修への参加者数(私立含む)	900
幼児教育アドバイザーの活動件数	↑	幼児教育センター所属のアドバイザーの年間活動件数(相談・訪問等)	320

コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容
231010	公立認定こども園管理運営事業	各園の運営に必要な予算を適切に配当し、物価変動に伴い上昇する経費の着実な執行管理を行うとともに、教材等を計画的に整備する。また、神津こども園においては、開園から 10 年の経過に伴い、故障による電話の不通を未然に防止し、安全・安心な保育環境を整備するため、電話設備の更新を行う。
231020	公立幼稚園管理運営事業	各園の運営に必要な予算を適切に配当し、物価変動に伴い上昇する経費の着実な執行管理を行う。また教材等を計画的に整備する。
231030	公立保育所管理運営事業	各施設の運営に必要な予算を適切に配当し、物価変動に伴い上昇する経費の着実な執行管理を行う。また教材等を計画的に整備する。
231050	幼児教育充実施策推進事業	幼小接続をテーマに幼児教育シンポジウムを開催するとともにキャリア・分野別の幼児教育研修会を実施。
231060	就学前施設研究推進事業	各施設において講師を招聘し保育公開及び研修会を実施し、市内全施設と共有する。市外各種研修会等へ参加。
231070	保育所等環境整備補助事業	私立保育所等における事故防止推進事業を実施するために必要な機器の購入費、リース料等導入費用を支援し、効果的な事故防止・安全対策を図る。
231082	私立保育所等整備事業	国の交付金を活用し、保育所の開設等を行う事業者に対する整備補助を行い、開設等を支援する。
231093	保育人材確保事業	市内民間保育事業者の保育士確保に対し、宿舍借上支援、人材確保補助、奨学金等返済支援の策を講じる。
231100	私立保育所通常保育事業委託等事業	私立保育所等に対し、継続して通常保育事業の委託等を行う。
231110	施設型・地域型保育給付事業	私立認定こども園や小規模保育事業所等に通う児童の保護者に対し、継続して施設型給付費又は地域型保育給付費を給付する。
231120	私立保育所等延長保育事業費補助事業	延長保育を実施する認定こども園、保育所等に対し、継続して事業の実施に要する費用を補助する。
231130	私立保育所等一時保育事業費補助事業	一時保育を実施する保育所等に対し、継続して事業の実施に要する費用を補助する。
231140	私立認定こども園等一時預かり事業費補助事業	一時預かり事業を実施する認定こども園等に対し、継続して事業の実施に要する費用を補助する。
231150	病児・病後児保育委託等事業	病児・病後児保育事業を委託し、継続して病気などで家庭や集団での保育が困難児童を一時的に預かる。
231163	統合保育事業	統合保育を実施している私立保育所に対して補助するとともに、未実施園には事業実施への働きかけを行い、実施施設数の増加を目指す。
231170	私立幼稚園等特別支援教育振興助成事業	特別支援教育に要する経費の一部を助成することにより、私立幼稚園等における特別支援教育の振興を図る。
231180	施設等利用給付事業	国の制度による幼児教育・保育の無償化を実施する。
231190	保育業務管理システム構築・運営事業	令和 7 年のシステム標準化に向けた確認作業及びシステム構築を行う。

主要施策 2 学校教育

施策目標 1 知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成

1-1 「確かな学力」の育成

令和 6 年度取組			
さらなる学力向上を図るために、教科の楽しさが伝わる体験や、実感を伴う授業の充実、子どもが学びの主体となる「主体的・対話的で深い学び」を実践する。 誰一人取り残さないために、ICT の活用による習熟に応じた学習や、個別最適な学びの充実を図る。また、小学校高学年における教科担任制の一層の充実を図る。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
全国学力調査の全国平均を 100 とした時の小中学校の指数	↑	学力調査において実施した教科の平均正答率と全国平均正答率の比較（伊丹市平均正答率÷全国平均正答率×100）	102
小中学校の児童生徒一人あたりの 1 ヶ月読書冊数（冊）	↑	小中学校の児童生徒が一人あたり 1 ヶ月に読書した冊数（実績値に基づき目標値を設定）	11.1
授業が分かりやすいと回答した児童生徒の割合（％）	↑	学校評価アンケートにおいて、肯定的に回答した児童生徒の割合	85
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
241020	学校図書館活性化事業	学校図書館とことば蔵との連携を図るため、「図書館連携プログラム」を活用し、図書館教育を推進する。児童生徒の読書習慣の定着のため、読書量の増加を図る。	
241043	学力向上推進事業	さらなる学力の向上に向け、小中学校において教員免許を保有する人材による児童生徒への学習指導及び、小学校教員に対して授業マネジメントを中心とした助言を行う。	
241070	教科用図書選定事業	教科用図書選定委員会を設置し、令和 7 年度使用教科用図書採択事務を行うとともに、デジタル教科書活用事例の共有を図るなど、教員の活用力向上に取り組む。	
241080	子どもサポーター派遣事業	教員をめざす大学生等が児童生徒の学習指導や生活の補助など学校のニーズに応じた支援を行う。	
241120	小中学校社会科副読本作成事業	編集委員会を組織し、小学校で使用する社会科副読本「のびる伊丹市」を最新データに基づいて改訂する。	

施策目標 1 知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成

1-2 新しい時代に対応した教育の推進

令和 6 年度の取組			
新しい時代に対応した教育の推進については、専科教員等の資質向上研修や指導主事訪問による指導を行うとともに、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図るために、「話すこと」や「書くこと」といったアウトプットを重視し、英語を実践的に使える場の充実に努める。 また、伊丹市教育 DX 推進指針に沿って、タブレット端末をはじめとした ICT 機器や各種ソフトウェア等の ICT 環境を適切に整備運用するなど、教育 DX を着実に推進していくとともに、授業支援システムやデジタル教材等、効果的な ICT 活用の研究を通して児童生徒の「情報活用能力の育成」に取り組み、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進する。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
中学 3 年生英語力が英検 3 級程度の割合（％）	↑	※ ¹ 中学 3 年生において※ ² CEFR(セファール) A1 レベルの力が認められる生徒の割合	60
授業中に ICT を効果的に活用できる教員の割合（％）	↑	ICT を活用して、授業力向上を図ることができた教員の割合（市内教員の割合）	90.5
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
241013	英語教育推進事業	専科教員等に対して資質向上研修等を行うとともに、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図るために、「話すこと」や「書くこと」といったアウトプットを重視し、英語を実践的に使える場を充実する。	
241103	情報教育推進事業	アウトリーチ研修や ICT 支援員を配置し、ICT 活用力の向上を図るとともに、授業改善を支援する。	

※¹ 文部科学省が実施する「公立中学校における英語教育実施状況調査」の中の「2. 生徒の英語力に関すること」の指標より

※²CEFR…Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment：外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠

施策目標 1 知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成

1-3 「豊かな心」の育成

令和 6 年度の取組			
「生徒指導提要」の趣旨を踏まえ、子どもが本来持っている力に子ども自身が気づき、引き出せる教育活動の実現を図る。 いじめへの対応においては、いじめと重大事態を防止するために、未然防止、早期発見、早期対応の充実に努める。また、「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂にあたり、子どもの意見を取り入れ、より実効性のある施策を推進する。 不登校児童生徒の対応においては、学校がより安全・安心な居場所となるために、魅力ある学校づくりやわかる授業の創造に取り組む。また、多角的な視点を持つチームで対応する不登校対策パッケージ事業を推進する。小中学校に不登校対策支援員を配置し、校内教育支援センター（別室）の充実に努める。また、オンラインの活用や、民間施設との連携等を図る。 教育支援センター「やまびこ」においては、不登校児童生徒への個に応じた支援をととして、不登校児童生徒の学校への復帰を含む社会的自立を図る。 体験活動等については、児童生徒の主体性や豊かな感性を育むために、関係者や地域との連携を図りながら、自然体験事業等を実施する。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
自分にはよいところがあると肯定的に回答した児童生徒の割合（％）	↑	全国学力・学習状況調査児童・生徒質問紙において、肯定的に回答した児童生徒の割合	79
不登校児童生徒出現率（％）	↓	全児童生徒数における、不登校児童生徒数の割合	1.15
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
241160	トライやる・ウィーク推進事業	「生きる力」の育成のため、中学校 2 年生が事業所等において体験活動を実施する。	
241170	伊丹市いじめ・不登校総合対策推進事業	「生徒指導提要」「こども基本法」に基づき、「子どもの意見」を尊重するなど、子どもの自発的・主体的な成長を支える教育の推進に向け、いじめ防止等対策審議会の開催やいじめアンケートの実施、問題解決支援チームの派遣等の取組を推進する。	
241180	伊丹市生徒会活性化推進事業	生徒会役員のリーダーとしての自覚や資質の向上を図るため、生徒会リーダーズセミナーを実施する。	
241190	学習活動成果公表等推進事業	平素の教育活動（理科・図工・美術・家庭・音楽及び部活動等）の成果を発表及び鑑賞する場を設定する。	
241200	小学生の自然体験事業	心身共に調和のとれた健全な児童の育成のため、小学校 3 年生で環境体験学習、5 年生で自然学校を実施する。	
241211	不登校児童生徒の支援事業	各学校等との連携を図り、教育支援センター「やまびこ」における学習支援や体験活動を実施する。また、子どもの思春期を考える親のつどいを年 1 回開催する。	
241220	姉妹都市・友好都市交流事業	中国佛山市と伊丹市の中学生の交流を図り、友好を深める。	

施策目標 1 知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成

1-4 「健やかな体」の育成

令和 6 年度の取組			
「健やかな体」の育成については、子どもたちが体力の向上を図り、生涯にわたって健康な生活を送るために、各校の実態に応じた体育授業の改善や休み時間の活用、家庭との連携による「運動の日常化」等に取り組む。 食に関する資質、能力の育成については、発達段階に応じた健全な食育を推進するために「食に関する指導」や「献立コンクール」を実施するとともに、学校給食における残食軽減を図るため、定期的な残食調査を実施する。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
全国体力調査の全国平均を 100 とした時の小中学校の指数	↑	全国体力調査において実施した 8 種目の体力合計点平均値と全国の体力合計点平均値との比較(伊丹市平均値÷全国平均値×100)	103
残食率（％）	↓	学校給食栄養報告等に基づき調査を行った結果等	5.0
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
241230	中学校総合体育大会運営事業	中学校総合体育大会及び新人大会の開催により、生涯スポーツを志向する生徒を育成する。	
241240	県大会、近畿大会助成事業	県・近畿大会へ出場した選手へ助成金を交付することで、保護者負担の軽減を図る。	
241250	体力・健康づくり推進事業	各種研修会やスポーツバッジ認定事業を推進し、教職員の資質向上及び児童生徒の体力向上を図る。	
241260	中学校運動部活動外部指導者派遣事業	市内 8 中学校の運動部活動に、教育に見識を有する地域人材を指導補助として配置し、部活動の活性化を図る。	
241280	部活動支援事業	市内大会の上位大会である阪神地区・県大会等の運営費を負担することで、中学校運動部の活性化を図る。	
241290	学校給食費管理徴収等事業	学校給食費管理システムを活用し、適切に管理徴収を行う。	
241302	給食センター設備整備等事業	①牛乳保冷庫の更新、②給食用食缶部品等更新、③公用車更新（電気自動車）等を行う。	
241310	給食センター管理運営事業	児童および生徒の健康の増進および食育の推進を図るため、安全安心で衛生的な学校給食を提供する。	
241320	健康教育推進事業	専門家を招聘したがん教育や感染症対策等の研修会を実施し、健康な生活を営むための実践的能力を育成する。	
241330	健全な食生活推進事業	「給食・食に関する指導」や献立コンクール等の実施により、健全な食生活・食習慣の確立をめざす。	
241350	中学校部活動の地域移行推進事業	文化部 1 部活動及び中学校 1 校につき運動部 1 部活動について土日の活動を地域クラブ活動とする実証事業を行う。	

施策目標 1 知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成

1-5 市立伊丹高等学校の魅力向上

令和 6 年度の取組			
市立伊丹高等学校の魅力向上については、スクールミッションに基づき、探究活動等を通して主体的に行動し、課題解決に挑む人材の育成や、地域社会や国際社会に貢献するグローバル人材の育成に取り組む。また、兵庫県の「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に準じて、普通科の改革に取り組む。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
高校卒業時の学校満足度（学校アンケートより）（％）	↑	生徒への学校アンケート「市高に入学してよかった」への肯定的な回答の割合	90.5
CEFR(セファール) A2 レベル保持者の割合（％）	↑	※市立伊丹高等学校の第 3 学年における CEFR(セファール) A2 レベルの力が認められる生徒の割合	84.5
全商 1 級資格取得率（％）	↑	実用的な技能を習得することにより、生徒の進路実現が達成する可能性が高くなり、学校の魅力にもつながる。 (3 年各種検定 1 級取得実人数 ÷ 3 年商業科生徒数)	51
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
241131	市立伊丹高校活性化事業	「市立伊丹高等学校特色化・活性化推進チーム会議」を開催し、市立伊丹高校の特色化を図るとともに、スクールミッションに掲げる人材育成に向けた教育活動を充実するなど活性化を図る。	
241140	市立伊丹高校管理運営事業	市立伊丹高校の適切な管理・運営を行うとともに、コース改編に伴う普通科新学科の設置に向けた準備を行う。	

※文部科学省が実施する「公立高等学校における英語教育実施状況調査」の中の「2. 生徒の英語力に関すること」の指標より

施策目標 2 教育相談・支援体制の充実

令和 6 年度の取組			
新型コロナの影響等を含め、複雑化多様化する児童生徒の悩みや不安に対して、子どもたちの心理的・福祉的な支援のため、専門性のあるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる校内研修会等の実施や校内のケース会議への参加等、積極的な活用を図る。 保護者等が抱える様々な悩みを解消するために、専門医、臨床心理士等による面談を実施する。また、多様なニーズに応じた相談を実施するために、他機関との連携の強化や、相談体制の拡充に取り組む。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
スクールカウンセラー（SC）の相談件数	—	スクールカウンセラー（SC）の相談件数	8,269 ※（R4 年度実績値）
スクールソーシャルワーカー（SSW）の活動件数	—	スクールソーシャルワーカー（SSW）の活動件数	6,680 ※（R4 年度実績値）
学校または教育支援センター「やまびこ」に出席した児童生徒の割合	↑	登校（部分登校を含む）または教育支援センター「やまびこ」に出席した児童生徒／「やまびこ」に在籍した児童生徒×100（体験入所生を含む）	91
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
242010	キャリア教育推進事業	学年・校種を越えて引き継ぐキャリア・パスポートを活用するとともに、自分らしい生き方を実現する「キャリア教育」を推進する。	
242020	SC・SSW 活用事業	複雑化・多様化する児童生徒の問題に対し、SC・SSW の専門性を活かして組織的に対応する。	
242030	教育相談事業	臨床心理士による教育相談、発達相談、言語聴覚士によることばの支援教室の実施と精神科医による医療心理相談、小児科医による医療発達相談等を実施する。	
242040	中学校進路指導委託事業	高等学校等の学校説明会やオープンスクール等における情報収集等を通じ、適切な進路指導を行う。	

※成果指標「スクールカウンセラー（SC）の相談件数」「スクールソーシャルワーカー（SSW）の活動件数」は、指標の性質が「評価対象外」であるため、目標値ではなく、参考として R4 年度実績値を掲載しています。

施策目標 3 特別支援教育の推進

令和 6 年度取組			
令和 4 年 4 月文部科学省通知に基づき、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備する。 また、改訂版「今後の特別支援教育のあり方」（基本方針）に基づき、伊丹特別支援学校においては、市内学校園の特別支援教育の充実を図るため、巡回相談や教育相談、職員研修等、特別支援教育のセンター校としての地域支援事業を進める。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
通常学級で支援が必要な人数のうち、個別の教育支援計画『ステップ★ぐんぐん』を作成している人数の割合（％）	↑	通常学級において支援が必要な人数のうち、サポートファイルを作成している人数の割合	59
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
243010	伊丹特別支援学校活性化事業	実践的な教員研修や学校園コンサルテーションを行うとともに、児童生徒の自主的・自立的態度を養うために体験活動を行う。	
243024	特別支援学校管理運営事業	特別支援学校の運営に必要な予算を適切に配当し、物価変動に伴い上昇する経費の着実な執行管理を行う。また教科書改訂に伴う教師用指導書やその他教材等を計画的に整備する。	
243040	特別支援教育推進事業	障がいのある子どもの自立と社会参加のため、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備する。	
243051	医療的ケア児支援事業	訪問看護ステーションへの委託及び直接雇用により、医療的ケア児が在籍する学校園へ看護師を派遣する。	

施策目標 4 教職員の資質向上

令和 6 年度の取組			
教師に共通に求められる資質・能力に加えて、新たな領域の専門性を身につけるため、自身の強みを伸ばすことができる「個別最適な学び」と「協働的な学び」に重点を置いた研修を行う。また、校種を超えた学びのつながりの充実を図るため、教育・保育における相互理解の促進など、子どもの発達と学びの連続性を重視した研修等を実施する。 総合教育センターにおける各種事業を円滑に実施するために、設備更新を含め効率的な施設の管理運営を行う。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
研修受講者満足度（％）	↑	教職員のための各種研修参加者満足度の平均	97
授業力向上（カリキュラム）支援センター自主研修利用者数（人）	↑	年間を通しての自主研修利用者の延べ人数	1500
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
244020	総合教育センター管理運営事業	総合教育センターにおける各種事業を円滑に実施するために、効率的な施設の管理運営を行う。	
244030	教職員指導力研修等事業	各種研修の実施や、コンサルティング機能、アウトリーチ型支援等により教職員の課題に応じた支援を行う。	

主要施策 3 教育環境の整備・充実

施策目標 1 学校を支える組織体制の整備

令和 6 年度の取組			
学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進に取り組み、「コミュニティ・スクールの充実」を図る。各学校の教育目標を達成するために、教職員と学校運営協議会委員が協働する意義を共に感じられるよう、より実態に即した研修会や情報交換会等を実施する。 地域学校協働活動においては、土曜学習や学校支援ボランティア活動の活性化を図るため、校区コーディネーターやボランティア団体への活動支援と人材養成に取り組む。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
学校運営や学校運営に必要な支援について必要な熟議ができた（％）	↑	校長対象の学校運営協議会アンケートにおいて肯定的な回答をした割合（％）	85
学校支援ボランティア活動回数（回）	↑	学校支援ボランティア活動回数（回）	1,450
土曜学習参加者数（人）	↑	土曜学習参加者数（人）	15,000
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
251010	コミュニティ・スクール運営充実事業	各学校の教育目標を達成するために、教職員と学校運営協議会委員が協働する意義を共に感じられるよう、先進事例の共有や情報交換を行うなど、より実態に即した研修会等を実施する。	
251023	地域学校協働活動推進事業	土曜学習校区コーディネーターや学校支援ボランティア団体への活動支援と人材養成に取り組む。	
251030	教育広報普及啓発事業	学校園や各施設、教育委員会事務局の取組について、様々な媒体を活用し情報発信を行う。	
251040	町の先生制度事業	「町の先生」を招聘し、社会に開かれた教育課程の充実を図る。	

施策目標 2 安全・安心な教育環境の充実

令和 6 年度の取組			
安全安心な教育環境の充実については、通学路の安全確保のために、学校や地域等から改善要望等がある箇所に対して、市関係部局や警察等と連携を図り、迅速に対応する。また、交通ルールの遵守に向けた「自転車交通安全教室」の実施やスクールガードの資質向上と登録促進に努める。児童生徒の安全を確保するために、DIGやJアラート等を活用した防災訓練や警察と連携した防犯訓練、「心肺蘇生法講習会」を実施するなど、「学校園防犯防災訓練」の充実を図る。 老朽化が進む校園舎の空調設備改修工事や大規模改造工事等を計画的に実施し、安全・安心な教育環境の維持向上を推進する。そのほか、児童生徒の熱中症予防対策として、避難所である全小・中・市立高等学校の学校体育館へ2か年で空調設備を導入する。 教職員の働き方改革については、「学校における働き方改革基本方針」に基づき、部活動の地域移行や教育DXによる業務改善などを着実に進める。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
警察と連携した防犯訓練の実施小学校数（校）	=	県警ホットライン等を活用した防犯訓練の実施小学校数（校）	17
心肺蘇生法講習会受講者数（人）	↑	教職員向け講習会の受講者数（人）	585
警察等と連携した自転車交通安全教室の実施校数（校）	=	DVD 視聴や体験的活動を取り入れた交通安全教室の実施校数（校）	25
関係機関と連携した防災訓練の実施校数（校）	=	J アラートや DIG 訓練等を活用した防災訓練の実施校数（校）	33
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
252010	学校園防犯訓練・防災教育事業	県警ホットラインやJアラート等を活用した防災・防犯訓練を計画的に実施し、危機対応能力を育成する。	
252020	子どもの安全対策推進事業	全小学校でCAP講習会を実施することで、児童生徒の自尊感情を高め、危機対応力を育成する。	
252032	学校園施設の整備事業	（工事） 5校の大規模改造工事、3校の空調設備改修工事、1校のグラウンド整備工事、10校の体育館空調設備設置工事、6校の太陽光発電設備設置工事、14校園の防犯対策工事を行う。 （設計委託） 3校の空調設備改修工事、12校の体育館空調設備設置工事、6校の太陽光発電設備設置工事の実施設計委託を行う。	
252042	学校園施設の管理工事事業	8校の老朽化した給水設備・電気設備・プール槽・トイレ等の改修工事、2校の普通教室転用工事、1園の園舎解体工事を行う。	
252050	学校園施設の維持保全事業	老朽化した校園舎等を適切に維持管理するための修繕や点検調査を行う。	
252060	小学校管理運営事業	各校の運営に必要な予算を適切に配当し、物価変動に伴い上昇する経費の着実な執行管理を行う。また新JIS机・椅子（小6用）、教科書改訂に伴う教師用指導書やその他教材等を計画的に整備する。	
252070	中学校管理運営事業	各校の運営に必要な予算を適切に配当し、物価変動に伴い上昇する経費の着実な執行管理を行う。また教材等を計画的に整備する。	

体系2 子育て・子育て

主要施策1 家庭・地域の教育力

施策目標1 子育て家庭への経済的支援

令和6年度の取組			
経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助及び特別支援教育就学奨励事業の案内チラシを作成・配布し、周知を図るとともに、学校と連携し、適切に事務を進める。また、下河原地域から市立小学校及び幼稚園に通学・通園する児童・園児の保護者に対し、通学通園費助成事業の周知を行うとともに、学校・幼稚園と連携し、適切に事務を進める。 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、県の事業内容に基づき、保育所等における保育料の一部を助成するとともに、生活保護世帯等に対し、教材費・行事費等への給付を行う。また、教育費の負担が大きい中学生世帯については学校給食費の無償化を実施し、小学生世帯については、食材費高騰による保護者負担の補助を実施する。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
就学援助の認定者数	=	小・中学校における就学援助の認定者数	2,354
コード	事務事業名	令和6年度事業内容	
212010	ひょうご保育料軽減事業	国の制度による負担軽減の対象とならない0～2歳児の認定こども園、保育所等の保育料の一部を助成することで、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。	
212050	実費徴収に係る補足給付事業	認定こども園・保育所・幼稚園での実費徴収に係る費用の一部補助を行い、子どもの健やかな成長を支援する。	
212060	就学援助事業	案内チラシを作成・配布し、保護者に対し周知を図るとともに、学校事務担当者に対し説明会を行うことにより、適切に就学援助事務を実施する。	
212070	中学校夜間学級就学支援事業	就学適齢期に義務教育を受けられなかった生徒等の就学の機会を確保し、就学に係る経済的負担を軽減する。	
212080	通学通園費助成事業	児童・園児の保護者に対し通学通園費を助成することにより、通学通園路の安全を確保し、保護者の経済的負担を軽減する。	
212090	特別支援教育就学奨励事業	学用品費等を支給することにより、特別支援学級等の児童生徒の就学奨励を行い、特別支援教育の充実を図る。	
212100	学校給食無償化等事業	教育費の負担が大きい中学生世帯については学校給食費の無償化を実施し、小学生世帯については、食材費高騰による保護者負担の補助を実施する。	

※本体系については、市行政評価の教育委員会所管部分を抜粋して掲載しています。

施策目標 2 子育て・家庭教育の支援

令和 6 年度取組

子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施により、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。特に相談事業については、利用者支援にとどまることなく、生活課題を抱える子育て世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援に繋がるよう努める。

また、育児ファミリー・サポート・センター事業は、協力会員の増強や事業周知に努め、地域における育児の相互援助活動を推進する。

家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する啓発の充実と講座等を通じた学習機会の提供に取り組む。

成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
地域子育て支援拠点事業等参加者数（年間延べ利用者：人）	↑	地域子育て支援拠点事業や幼稚園、共同利用施設で実施しているみんなのひろば事業等親子交流事業への参加者の合計数	102,000
育児ファミリー・サポート・センター会員数（人）	↑	依頼会員、協力会員、両方会員の合計人数	2,400
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
215010	育児ファミリー・サポート・センター事業	オンラインによる申込を本格化し依頼会員の利便性を高めるとともに、協力会員を増やす取り組みを行う。	
215023	子ども・子育て支援事業計画施策推進事業	子ども・子育て審議会を開催するとともに、令和 7 年度から計画期間が始まる「第 3 期伊丹市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。	
215030	子ども・子育て団体等補助事業	子ども健全育成団体及び子育てサークルに対して、補助金を交付し、子どもの健全育成活動の支援を行う。	
215040	子ども施策地域推進事業	地区における青少年活動に対して補助金を交付し、子どもを中心とした多世代交流活動を支援する。	
215060	いたみ子育て家庭応援事業	施設やサービスの利用を誘引するため、登録店の子育て家庭向けのサービスや情報を市のホームページで PR する。	
215073	子育て情報発信・啓発事業	子育て情報誌の改訂版の配布等を通じて、子育て情報の発信・啓発を推進する。	
215080	地域における子育て支援ひろば事業	親子の交流の場を提供し交流を促進するとともに、子育て等に関する相談・援助や子育て講座等を実施する。	
215090	地域子育てバックアップ事業	地域団体が実施する子育て支援事業を補助し、市民力による地域の子育て支援の充実を図る。	
215110	父親の育児参加事業	父子が集う場を設け、父親の育児参加の意識づけと父親同士の交流を促す。	
215120	家庭教育推進事業	家庭教育に関する啓発の充実と講座等を通じた学習機会の提供に取り組む。	

施策目標 3 子ども一人ひとりに応じた発達支援

令和 6 年度取組			
障害児通所支援事業の利用者が年々増加する中、各関係機関との横断的な連携や 0 歳から 18 歳に至るまでの縦断的な連携を図りつつ、相談の質を向上するため、相談支援専門員を増員し、迅速かつ丁寧な相談体制を確立する。また、相談者の個別のニーズに丁寧に対応しつつ、地域に潜在する課題を検証し、必要な療育体制づくりに取り組む。 さらに、就学前施設、学校、各障害児通所支援事業所等、生活する環境に関わらず、一人ひとりのこどもの特性に合わせた支援が提供されるよう、各施設へ赴いての助言や発達に支援を要する子どもの理解を深めるための研修の実施などを通して必要な情報提供を行う。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
「こども発達支援センター」の相談件数（件）	=	相談支援や児童精神科医・心理療法士等の専門相談の合計数	8000
「こども発達支援センター」の地域訪問型サービスの利用者数（人）	↑	地域支援として実施した保育所等への巡回相談やスタッフ派遣の合計数	660
保育所等訪問支援の利用件数（件）	↑	保育所等訪問支援の利用件数	156
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
214010	こども発達支援センター運営事業	各関係機関と連携を図り、迅速かつ丁寧な相談体制を確立する。また、地域の課題に必要な療育体制づくりに取り組む。	
214020	児童発達通所支援事業	対象児童の障がい状況等に応じた各種サービスを適切に給付する。	
214030	障がい児自立支援事業	対象児童の障がい状況等に応じた各種サービスを適切に給付する。	
214040	障がい児地域生活支援事業	対象児童の障がい状況等に応じた各種サービスを適切に給付する。	
214050	障害児福祉手当等給付事業	対象者への制度周知を図り、障害児福祉手当及び重度心身障害者（児）介護手当の適切な支給事務を継続する。	
214060	発達支援の視点に基づいた地域支援事業	保育所等訪問事業や巡回相談等を通して関係機関との連携に努める。研修の実施を通して必要な情報提供を行う。	

主要施策 2 青少年の健全育成

施策目標 1 子どもの居場所づくりと自立支援

令和 6 年度の取組			
増加する児童くらぶ利用希望者に対応するため、稲野児童くらぶ改修と併せて、新たに民設民営の放課後児童健全育成事業者を公募し、施設整備等の補助を行う。また児童くらぶの施設内環境を充実させるため経年劣化の激しい本やおもちゃを買い換える。 児童会館「こらくる」やスワンホール内の青少年センター等において、子ども達が安心して過ごせる居場所や様々な体験の機会を提供する。 また若者自立支援事業として、困難を有する子どもや若者並びにその家族に対し、情報の提供による周知・啓発を進めるとともに、講演会や交流・情報交換の場の提供等を通し、相談しやすい環境づくりを進める。これら相談事業などの利用者増加を図るとともに困難を有する子どもや若者の課題解消に取り組む。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
若者自立支援事業利用者延べ人数（人）	↑	困難を有する若者や家族を対象とした相談事業やイベント等の利用者数（人）	111
児童くらぶ待機児童数（人）	=	17 児童くらぶの待機児童数（人）	0
児童館 3 館利用者数（人）	↑	児童館 3 館利用者数（人）	81,000
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
221020	若者自立支援相談事業	ひきこもり等、困難を有する若者やその家族のニーズに応じた相談・支援の窓口の情報を提供する。	
221030	二十歳の祝典事業	祝典参加者による企画運営のもと、二十歳の節目を祝福する祝典を開催する。	
221040	青少年活動支援事業	キャンプ事業や木工等の遊び事業により、幼児期の教育充実と体験を通じた少年期の健全育成を図る。	
221050	青少年センター管理運営事業	講座、講演、各種クラブ活動等を実施し、青少年の居場所づくりや学び・体験の場を提供する。	
221060	青少年施策推進事業	児童館 3 館へ兵庫県児童館連絡協議会からの情報提供等を行う。	
221070	児童館管理運営事業	子どもの意見を反映するための取り組みを進め、子どもの遊び・学びの場として充実を図る。	
221090	こども文化科学館管理運営事業	学習投影をはじめとしたプラネタリウム投影事業の充実の他、出張事業についても積極的に実施し、幅広い事業展開を図る。	
221123	放課後児童くらぶ管理運営事業	児童・保護者にとって安全・安心な居場所を提供する。施設内環境の充実を図ると共に、民設民営の事業者を公募する。	
221132	放課後児童くらぶ整備保全事業	稲野児童くらぶの定員を増加するため専用室を改修し、児童の健全育成の環境を整える。	

施策目標 2 子どもの見守りネットワークの整備

令和 6 年度の取組			
子どもたちとの関係づくりのため、少年補導委員による街頭補導等を実施する。また、地域ぐるみの少年愛護活動を進めるため、補導活動等の情報を学校等関係団体と共有するとともに、小中学校での補導連絡会を開催する。青少年の健全育成について、広報紙や広報車を活用し、市民への啓発活動を実施する。悩みを抱えた子どもや保護者を対象に相談活動を実施し、相談機関同士の連携を強化して事案の早期解決を図る。学校等へ出向いてのアウトリーチ型相談支援を実施し、事案の初期対応を学校等と連携して実施する。青少年の指導、育成、保護および矯正に関する調査審議および関係行政機関の連絡調整を行う会を定期的に開催する。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
補導活動回数（回）	=	少年補導委員 1 人当たりの年間補導活動回数（3 回／月×12 か月）	36
声かけ・挨拶人数（人）	↑	街頭補導活動における声かけ・挨拶の人数	40,000
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
222010	青少年街頭補導事業	地域に密着した街頭補導と「愛の一声運動」を実施する。また、全市一斉愛護パトロール等、関係機関・団体との連携による問題行動の未然防止を図る。	
222020	青少年健全育成・環境浄化事業	愛護補導連絡会や学校補導連絡会を開催し、地域ぐるみの愛護活動を推進する。また、「白ポスト運動」による有害図書の回収や有害環境総点検活動を実施する。	
222030	青少年健全育成関係広報啓発事業	毎月 10 日に広報車による啓発や、広報紙「センター通信」等を発行し、市民の関心と意識を高める。また、DVD 等を活用し、スマホに関する問題の啓発を行う。	
222040	青少年問題協議会の運営	青少年の非行防止、いじめ防止、困難を有する若者の支援等について、調査、審議と連絡調整を進める。	
222050	青少年問題相談事業	「子どもと保護者のなやみ相談」による電話・来所・メールでの相談を受け付ける。また、悩みが相談に繋がり、早期解決を図るために学校等と連携し、アウトリーチ型相談活動を実施する。	

体系 3 生涯学習

主要施策 1 生涯学習・スポーツ

施策目標 1 多様な学習機会の提供

令和 6 年度取組			
市民の学習ニーズに応え、学習成果を地域に還元するため、各施設間で連携し、学習情報の集約や発信の充実を図るとともに、情報格差解消に向けて市民によるスマホ相談員を育成するなど、市民の学習成果を地域の課題解決につなげる事業の充実に取り組む。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
講座実施数（回）（公民館・ラスト・きらら）	↑	公民館・ラストホール・きららホール事業実施回数	2,700
施設利用者数（人）（公民館・ラスト・きらら）	↑	公民館・ラストホール・きららホール施設利用者数	3810,00
施設利用者満足度（％）（公民館・ラスト・きらら）	↑	施設利用者満足度調査において「非常に満足」「満足」と回答した割合（3館平均値）	90
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
261010	公民館管理運営事業	スワンホール内の各施設と連携し、利用者増につながる集客力のあるイベントを開催する。	
261050	講座等生涯学習活動支援事業	市民の情報格差解消のためのスマホ相談室など、多様な講座等事業を実施する。	
261070	生涯学習センター管理運営事業	市民の健康増進や情報格差解消のための講座など、多様な講座等事業を実施する。	
261090	北部学習センター管理運営事業	市民ニーズに対応した多様な講座やイベント等を地域や他施設と連携し実施する。	
261102	北部学習センター整備保全事業	令和 5 年度に引き続き、空調及び電気設備の改修工事を実施する。	

施策目標 2 図書館サービスの充実

令和 6 年度取組			
『第 2 次子ども読書活動推進計画』に基づき、子どもの読書習慣の定着、読書意欲の向上のため、学校との連携事業を推進するとともに、子どもの読書環境充実のため、学校や家でタブレット等から利用できる電子図書館の導入を行う。			
来館者数・貸出者数・貸出冊数の増加を図るため、魅力的な蔵書構成となるよう図書の選定・配架を行うとともに、市民の学びの機会を創出するため、レファレンスサービスの充実・利用促進を図り、図書館の基本機能を向上させる。			
また、市民の学習と交流を促進するため、市民参画による「交流フロア運営会議」を通じた市民企画事業や、市内施設・学校・企業等と連携した多様な事業を展開する。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
一人あたり貸出冊数（全館・年間）	↑	市内図書館全館合計個人貸出冊数/伊丹市人口	7.85
レファレンスサービス件数（全館・年間）	↑	市内図書館全館合計レファレンス受付件数	2,600
交流事業実施回数（本館・年間）	↑	図書館本館交流事業回数	200
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
262013	図書館本館・西分室管理運営事業	本館及び西分室の安全・快適な利用環境を維持する。また、資料の充実等の図書館の基本機能を向上させる。	
262020	図書館南分館管理運営事業	利用者サービスの質の向上等に努めるよう助言・指導する。南分館における図書館資料の整備充実を図る。	
262030	図書館北分館管理運営事業	利用者サービスの質の向上等に努めるよう助言・指導する。北分館における図書館資料の整備充実を図る。	
262040	図書館神津分館管理運営事業	利用者サービスの質の向上等に努めるよう助言・指導する。神津分館における図書館資料の整備充実を図る。	
262050	子ども読書推進事業	子どもの読書習慣形成・読書環境充実のため、学校連携や電子図書館導入など多様な取組を推進する。	
262060	図書館本館交流事業	市民企画事業、企業や学校等との連携事業など、あらゆる年齢層に向けた多様な事業を実施する。	

施策目標 3 生涯スポーツが楽しめる環境整備

令和 6 年度取組			
「伊丹市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ実施率の向上に繋げるため、Instagram など SNS やホームページ等各種広報媒体を積極的に活用し、各種スポーツ教室や競技スポーツ大会・スポーツイベント等の情報発信やスポーツの意義に関する啓発等を行うとともに、ニュースポーツの普及をはじめ各種事業を実施する。また、良好なスポーツ環境の確保のため、スポーツ施設の適切な維持管理と計画的なスポーツ施設整備の具体的な検討を進める。 さらに、「いたっボール」や「なぎなた」など、伊丹ならではのスポーツ事業について、出前講座や教室の開催を通して普及啓発を図る。今年度も「全国高等学校なぎなた選抜大会」の開催により「伊丹ブランド」としてのなぎなた競技の振興を図る。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
スポーツクラブ 21 会員数（人）	↑	市内 17 小学校区のスポーツクラブ 21 会員数合計	6,200
市民スポーツ祭等参加者数（人）	↑	市民スポーツ祭、少年スポーツ大会、レディーススポーツ大会、ニュースポーツフェスティバル、市民駅伝大会、市民ロードレース大会等市主催大会の参加者数	18,000
体育施設の利用者数（人）	↑	スポーツセンター・緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘プール・市内グラウンド・ローラースケート場・稲野公園運動施設の利用者数合計	850,000
「いたっボール」講習会等参加者数（人）	↑	「いたっボール」講習会等参加者数	1,400
なぎなた教室の受講者数（人）	↑	指定管理者との共催や伊丹スポーツセンターで開催しているなぎなた教室の年間受講者数	150
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
263010	市立体育施設管理運営事業	各施設の指定管理者において、イベント・教室等の事業を実施するとともに、適切な施設の保全管理のための計画的な修繕等を実施する。	
263030	生涯スポーツ活動支援事業	スポーツクラブ 21 各種大会開催等の活動支援を行う。	
263040	スポーツ振興施策推進事業	SNS 等の各種広報媒体を活用し、各種大会やイベント等の開催情報の発信やスポーツの意義等の啓発を積極的に行い、大会等の参加者増とスポーツ実施者増に繋げる。	
263050	全国高等学校なぎなた選抜大会運営事業	第 20 回大会を開催することで、「伊丹ブランド」として、なぎなた競技を振興する。	

体系 4 人権教育

主要施策 1 人権教育

施策目標 1 人権教育・学習の推進

令和 6 年度の取組			
様々な分野での人権教育・啓発の一層の推進を図るため、「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づき、人権教育・学習に関する施策を推進する。学校園（所）において、発達段階に応じて、いじめをはじめとする人権問題について自ら考え、学ぶ機会の充実を図る。併せて、様々な人権問題について、市民及び教職員の人権教育・研修を推進するため、人権教育指導員の派遣を行うとともに、市民への啓発を推進するため、市民団体と連携した研修会を開催する。			
成果指標（単位）	性質	指標の意味・算式等	目標値
いじめの認知件数（件）	－	市立学校（小・中）において、1 年間に認知されたいじめの件数	1,601 ※(R4 年度実績値)
人権作文・ポスターの延べ応募者数（人）	↑	市内小中学校の児童生徒対象の人権週間記念作文・ポスターへ応募した延べ人数	6,000
市民による学習会、研修会等への延べ参加者数（人）	↑	伊丹市人権・同和教育研究協議会及び人権啓発推進委員企画の研修会への延べ参加者数	2,300
人権教育指導員の派遣回数（回）	↑	学校園、地域、職場等で実施される研修会等へ、講師及び助言者として人権教育指導員を派遣した回数	78
コード	事務事業名	令和 6 年度事業内容	
241170	いじめ防止フォーラム	学校をとりまく家庭、地域などが、一体となり、地域ぐるみでの健全育成を目指し、子どもたちを交えて意見交換をする中で、いじめの防止に向けた取組の充実を図る。	
271020	人権教育推進事業	あらゆる年代、場面において市民団体と協働して啓発を行い、市民主体の人権学習の開催を支援する。	

※成果指標「いじめの認知件数（件）」は、指標の性質が「評価対象外」であるため、目標値ではなく、参考として R4 年度実績値を掲載しています。

※本体系については、市行政評価の教育委員会所管部分を抜粋・編集して掲載しています。

令和 6 年度（2024 年度）

伊丹の教育＜基本方針と主要事業＞

編集・発行 伊丹市教育委員会事務局
